

【新設】（特許権譲渡等取引に係る益金の額）

59 の 3 (3)－2 措置法第 59 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する特許権譲渡等取引（以下「特許権譲渡等取引」という。）に係る契約において、
特定特許権等の譲渡又は貸付けと当該特定特許権等に係るノウハウ又はデータの譲渡又は貸付けその他役務の提供（以下「ノウハウ等の譲渡等」という。）とがあわせて行われる場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、原則として、措置法令第 35 条の 3 第 2 項に規定する「特許権譲渡等取引（……）に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額」に含まれないことに留意する。

(1) 特定特許権等の譲渡又は貸付けに係る対価の額とノウハウ等の譲渡等に係る対価の額とが契約において区分されている場合 当該ノウハウ等の譲渡等に係る対価の額に係る収入金額

(2) 上記(1)に掲げる場合以外の場合 当該特許権譲渡等取引に係る全ての収入金額

(注) 特定特許権等の譲渡又は貸付けとあわせてノウハウ等の譲渡等が行われる場合であっても、当該ノウハウ等の譲渡等が、通常単独では取引の対象とならないものであり、かつ、当該ノウハウ等の譲渡等がなければ、当該取引の対象となる特定特許権等の利用が困難であると認められる場合など、当該ノウハウ等の譲渡等が当該特定特許権等の譲渡又は貸付けの一環として行われるに過ぎないと認められる場合には、当該ノウハウ等の譲渡等を含めた取引に係る収入金額を特許権譲渡等取引に係る収入金額として取り扱って差し支えない。

【解説】

- 1 本制度による所得控除の計算の対象となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額については、原則として、適用対象法人が対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る収益の額としてその対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から、その特許権譲渡等取引に係る原価の額、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の償却費の額等の費用の額等一定の金額を減算した金額とされている（措法 59 の 3 ①－イ(1)、措令 35 の 3 ②）。
- 2 ここで、特許権譲渡等取引とは、居住者若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいうとされおり（措法 59 の 3 ①）、この特定特許権等とは、特許権又は人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物のうち、我が国の国際競争力の強化に資する一定のものであって、適用対象法人が令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作をしたものをいうとされている（措法 59 の 3 ②二）。

したがって、特許権又は人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物（以下「特許権等」という。）以外のもの、例えば、特許権等に係るノウハウ又はデータの譲渡又は貸付けその他役務の提供（以下「ノウハウ等の譲渡等」という。）は、原則として、特定特許権等の譲渡又は貸付けに該当せず、本制度による所得控除の計算の対象とはならない。

本通達の本文の(1)は、このことを明らかにしている。

- 3 また、本制度による所得控除の計算の対象となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額については、特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引にあっては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合におけるその特許権譲渡等取引に限って、その計算の基礎に含めることとされているため（措法 59 の 3 ①一イ）、特定特許権等の譲渡又は貸付けとあわせてノウハウ等の譲渡等が行われる場合、特定特許権等の譲渡又は貸付けに係る対価の額とノウハウ等の譲渡等に係る対価の額とが契約において区分されていなければ、特定特許権等の譲渡又は貸付け自体についても所得控除の計算の対象とはならない。

本通達の本文の(2)は、このことを明らかにしている。

- 4 しかしながら、特許権等の取引においては、当該特許権等に係るノウハウ等の譲渡等があわせて行われることも一般的であると考えられ、その中には、例えば、当該特許権等の利活用に必要な不可欠な基礎データで当該特許権の利活用以外に使用できないものの提供など、ノウハウ等の譲渡等そのものだけでは価値を有さず、単独では取引の対象とならないものも存在すると考えられる。

このような場合にまで、契約上、ノウハウ等の譲渡等が取引の対象に含まれていることを理由に、その契約に係る対価の額について特許権譲渡等取引に係るものとノウハウ等の譲渡等に係るものとに明確に区分する必要があるとするのも実情に合わないと考えられることから、本通達の注書において、ノウハウ等の譲渡等が特定特許権等の譲渡又は貸付けの一環として行われるに過ぎないと認められる場合については、ノウハウ等の譲渡等を含めた取引に係る収入金額を特許権譲渡等取引に係る収入金額とすることができることを明らかにしている。